**川崎市補装具費委任払い制度に関する契約書**

　補装具費の委任払い制度の実施について、川崎市を甲とし、

補装具業者　　　　　　　　　　　　　　　　　を乙とし、甲乙間において、次のとおり契約する。

（目　的）

1. この契約は、補装具費支給対象者等の便宜を図り、代理受領方式にて甲が乙へ補装具費を

支払うことを定めるものとする。

（対象者）

1. この契約による対象者は、甲へ補装具費委任払申請書により、承認の決定を受けたもの

（以下「補装具費支給対象障害者等」という。）とする。

（補装具の製作等）

1. 乙は、甲が補装具費の委任払いについて承認した補装具費支給対象障害者等と、補装具費

の購入及び修理に関する契約を締結し、双方の関係を明確に規定することとする。

　２　補装具費支給対象障害者等に補装具を引き渡すにあたり、甲が別に定める場合を除き、乙は障害者更生相談所等の適合判定・検査を経た後でなければ、引き渡してはならない。

　３　前項の適合判定の結果、その補装具が補装具費支給対象障害者等に適合しないと認められた場合は、甲は不備な箇所を指摘して乙の負担においてこれを改善させることができる。

　４　乙は、補装具費支給対象障害者等に対して懇切丁寧を旨とし、差別的取扱いをしてはならない。

（補装具費の代理受領）

第４条　甲は、補装具費支給対象障害者等からの委任に基づき、補装具費として補装具費支給対象障害者等に支給されるべき額の限度において、補装具費支給対象障害者等に代わり、乙に支払うことができる。

２　補装具支給券を受け取った乙は、補装具を引渡しの際、補装具費支給対象障害者等から利用者負担額の支払いを受け、領収書を発行するとともに委任状を取り交わす。

３　乙は、当該補装具費の価格から利用者負担額を控除した額を請求する際、補装具費支給券と委任状、契約書（写し）を添付し、甲へ提出する。

４　甲は、請求書類を審査したのち、乙の指定した金融機関へ口座振替方式により支払うものとする

５　甲は、乙から補装具費の適法な請求を受けた日から３０日以内にその額を支払うものとする。

（協　議）

第５条　前条に規定するもののほか、この制度の実施により疑義が生じたとき、及び甲又は乙に特殊な事情が生じる見込みのあるときは、甲・乙協議のうえ変更することができるものとする。

（実　施）

第６条　この契約により、　　　　年　　月　　日から実施する。

（契約期間）

第７条　この契約の有効期間は、　　　　年　　月　　日から　　　　年３月３１日までとする。

２　この契約書の有効期間の１月前までに、甲・乙いずれか一方から何らかの意思表示がなされない限り、この契約はその有効期間の終了の日から１年間更新されたものとし、以後も同様とする。

（変更等の届出）

1. 乙は、名称又は所在地その他の事項に変更があった場合及び当該事業を廃止又は休止する

場合は、速やかに甲に対し届け出なければならない。

（補装具引渡し後の改善）

第９条　この契約は、引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的変

化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引

渡し後９ヵ月以内に生じた破損又は不適合は、補装具業者の責任において改善すること。

　　ただし、修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについて、補装

具業者の責任において改善することとするものは、修理した部位について修理後３ヵ月以内に生じ

た不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）であること。

（契約の解除）

第10条　甲又は乙に、この契約を履行することができない事情が生じる見込みのあるときは、第５条の規定にかかわらず事前に協議し、この契約を解除することができるものとする。

　本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、記名押印のうえ甲・乙それぞれ１通を保有するものとする。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　川　崎　市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　川 崎 市 長 福田　紀彦

　　　　　　　　　　　　　　　　　 乙